

## 【不動産執行事件】

お知らせ（予納郵券の取扱いについて）

鹿児島地方裁判所不動産執行係における，強制競売・担保不動産競売事件の申立ての際の予納郵便切手の額（内訳）を下記のとおり変更しますので，お知らせします。

この取扱いは，令和元年9月20日申立てのものから適用されます。

記

予納郵便切手

500円×3組，82円×2組，20円×5組，10円×5組

5円×5組，2円×7組

※82円の郵便切手が販売終了になった場合は，82円×2組に代えて，

84円×2組

鹿児島地方裁判所民事第3部不動産執行係